

対内直接投資等に係る内部留保等に関する報告書

(年 月決算)

財 務 大 臣 殿
(日本銀行経由)

報告年月日：_____

報 告 者：

名 称 及 び

代表者の氏名 _____

報告者の業種番号 _____

住所又は所在地 _____

責任者記名押印

又 は 署 名 _____

担当者の氏名 (電話番号) _____

1. 概況

外国投資家名		当社の設立年	年	
外国投資家の業種番号		外国投資家の当社への 出資割合	当 期	前 期
外国投資家の所在国 (地域)名			%	%

2. 当社の主要資産負債勘定

(百万円)

科 目	当 期	科 目	当 期
当社から上記外国投資家 への貸付金残高		当社による上記外国投資 家からの借入金残高	
当社から上記外国投資家 への債券投資残高		上記外国投資家から当社 への債券投資残高	
当社から上記外国投資家 への出資残高		上記外国投資家から当社 への出資残高	
		当社の内部留保残高	当 期
			前 期

(記入要領)

- 西暦により記入すること。
- 「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授権された者が記名押印又は署名すること。
- 「報告者の業種番号」及び「外国投資家の業種番号」欄には、本省令別表第3に定める番号を記入すること。
- 「外国投資家の当社への出資割合」欄は、報告者が特定目的会社の場合には、当該外国投資家に所有される特定出資の割合を記入すること。
- 「当社から上記外国投資家への貸付金残高」欄については、「資産負債状況報告書」を提出している銀行等（法第16条の2に定める「銀行等」をいう。以下同じ。）及び「非居住者に対する貸付け等の実行の状況に関する報告書」を提出している保険会社は記入を要しない。
- 「当社による上記外国投資家からの借入金残高」欄については、「資産負債状況報告書」を提出している銀行等は記入を要しない。
- 「上記外国投資家から当社への出資残高」欄は、報告者が特定目的会社の場合には、当該外国投資家に所有される特定資本金の額と優先資本金の額を合計した金額を記入すること。
- 「当社の内部留保残高」欄には、自己資本から資本金、資本準備金、配当金及び評価損益を除いた金額を記入すること。

「対内直接投資等に係る内部留保等に関する報告書」の記載要領

1. 報告を要する者

外為法第26条第1項第1号又は第2号に規定する外国投資家のうち、非居住者により発行済株式等の100の分の10以上を所有されている本邦にある会社。ただし、当該会社の資本金の額が10億円に満たない場合は、報告を要しない。

外為法第26条第1項第1号又は第2号に規定する外国投資家のうち、非居住者により特定出資の総口数100の分の10以上を所有されている本邦にある特定目的会社。ただし、当該特定目的会社の特定資本金と優先資本金を合計した額が10億円に満たない場合は、報告を要しない。

2. 報告の根拠となる法令条文

報告省令第30条

3. 報告書の提出先と照会先

(1) 提出先：〒103-8660 東京都中央区日本橋本石町2-1-1

日本銀行国際局国際収支課国際収支統計グループ62番窓口

(郵送の場合の宛先：〒103-8660 郵便事業株式会社日本橋支店私書箱30号

日本銀行国際局国際収支課国際収支統計グループ)

(2) 本報告書に関する照会先：国際収支統計グループ 03-3277-1527

4. 報告書に計上する時期

報告者の事業年度末

5. 報告書の提出期限

翌事業年度開始後3か月以内（3か月にあたる日が休日の場合はその前営業日まで）。なお、郵送の場合は期限までに必着とする。

6. 提出部数

1部

7. 報告に記載する金額の単位

百万円（単位未満四捨五入）。円以外の通貨の円への換算にあたっては、各決算期における当該通貨の市場実勢レートを使用すること。

8. 報告対象となる取引等の内容

外国投資家の出資比率、報告者の主要資産負債勘定及び内部留保残高について報告すること。

9. 記入の方法と留意点

(1) 「年 月決算」欄

報告者の決算月を記入すること。前回の報告以降に決算月が変更された場合、変更前の決算月を括弧書で補記すること。

(2) 「報告年月日」欄

西暦により記入すること。日付は日本銀行国際局国際収支課国際収支統計グループに提出する日（郵送の場合は発送日）とすること。

(3) 「報告者」欄

代表者とは会社を代表する取締役等のこと。氏名の冒頭に役職名（代表取締役社長等）も付記すること。押印は不要。

(4) 「報告者の業種番号」欄

「報告省令・別表第3」に定める業種番号を記入すること（下表参照）。なお、報告者自身が持株会社にあたる場合は、再投資先の業種に該当する業種番号を記入すること。ただし、再投資先の業種が明らかではない場合は、「その他製造業」又は「その他非製造業」を記入しても差し支えない。

(5) 「責任者記名押印又は署名」欄

イ. 報告の提出について授権された責任者（報告者の内部規定に基づき選定）が記名押印又は署名すること。なお、責任者を選定するにあたり、部長等の肩書きの有無は問わない。

ロ. 使用する印鑑は報告者の内部規定に基づき決定すること。

ハ. 署名（自署）した場合は、押印不要。

(6) 「担当者の氏名（電話番号）」欄

イ. 担当者は、当該報告書の照会に対応できる者（複数でも可）を記入すること。

ロ. 電話番号は出来るだけ直通番号を記入すること。代表番号の場合は、内線番号・担当部署名を補記すること。

(7) 各項目の記入について

イ. 「外国投資家名」欄には、報告者に対し対内直接投資等を行った外国投資家の名称を記入すること。なお、前回の報告以降に当該外国投資家の名称が変更になった場合には、その旨及び変更前の名称を括弧書で補記すること。

ロ. 「外国投資家の業種番号」欄には、「報告省令・別表第3」に定める業種番号を記入すること（下表参照）。なお、外国投資家が持株会社の場合は、再投資先の業種に該当する業種番号を記入すること。

ハ. 「外国投資家の所在国（地域）名」欄には、外国投資家の所在国名又は地域名を記入すること。

ニ. 「当社の設立年」欄には、報告者の設立年を記入すること。

ホ. 「外国投資家の当社への出資割合」欄には、報告者の発行済株式の総数又は出資の金額の総額に占める外国投資家の出資割合を小数点以下第1位まで（小数点以下第2位を四捨五入）記入すること。なお、報告者が特定目的会社の場合には、当該外国投資家に所有される特定出資の割合を記入すること。

- へ. 「当社から上記外国投資家への貸付金残高」欄には、外国投資家に対する貸付金残高を記入すること。ただし、「資産負債状況報告書」（別紙様式第26）を提出している銀行等（外為法第16条の2に定める「銀行等」をいう。以下同じ）及び「非居住者に対する貸付け等の実行の状況に関する報告書」（別紙様式第41）を提出している保険会社は記入を要しない。
- ト. 「当社から上記外国投資家への債券投資残高」欄には、報告者が保有する外国投資家が発行した債券（社債等）の残高を記入すること。
- チ. 「当社から上記外国投資家への出資残高」欄には、報告者が保有する外国投資家の発行済株式（新株払込金を含む）及び資本準備金への払込金又は出資持分の残高を記入すること。
- リ. 「当社による上記外国投資家からの借入金残高」欄には、外国投資家からの借入金残高を記入すること。ただし、「資産負債状況報告書」（別紙様式第26）を提出している銀行等は記入を要しない。
- ヌ. 「上記外国投資家から当社への債券投資残高」欄には、外国投資家が保有する報告者が発行した債券（社債等）の残高を記入すること。
- ル. 「上記外国投資家から当社への出資残高」欄には、外国投資家が保有する報告者の発行済株式（新株払込金を含む）及び資本準備金への払込金又は出資持分の残高を記入すること（但し、払込金額の把握が困難な場合には、資本金と資本準備金の合計金額に、外国投資家の当社への出資割合を乗じることにより算出しても差し支えない）。なお、報告者が特定目的会社の場合には、当該外国投資家に所有される特定資本金の額と優先資本金の額を合計した金額を記入すること。
- ヲ. 「当社の内部留保残高」欄には、報告者の自己資本から資本金、資本準備金、配当金及び評価損益を除いた金額を前期・当期に区分して記入すること。なお、内部留保がマイナスとなる場合には、マイナス表示（△）にて報告すること。また、前期決算後、資本準備金を取崩して欠損の補填等をした場合、前期の金額についても補填額を上乗せした金額（前回報告分に比べ繰越損失が補填分だけ縮小した金額）を記入すること。
- (8) 外国投資家が複数の場合には、外国投資家別に報告書を作成すること。

<業種番号>

	(製造業)	180	一般機械器具	330	建設業
100	食料品	190	電気機械器具	340	運輸業
110	繊維	200	輸送機械器具	350	通信業
120	木材・パルプ	210	精密機械器具	360	卸売・小売業
130	化学・医薬	290	その他製造業	370	金融・保険業
140	石油		(非製造業)	380	不動産業
150	ゴム・皮革	300	農・林業	390	サービス業
160	ガラス・土石	310	漁・水産業	490	その他非製造業
170	鉄・非鉄・金属	320	鉱業		